



つくばみらい市

議会だより

第8号

平成20年5月15日
発行



鯉のぼりとTX〈青古新田付近〉

平成20年第1回定例会及び
第1回臨時会を開催しました。

主な内容

平成20年第1回臨時会
○平成20年第1回臨時会は、
3月3日に開催しました。

平成20年第1回定例会(3月)
○平成20年第1回定例会は、
3月6日から21日までの16
日間の会期で開催しました。
○第1回定例会では、平成20
年度つくばみらい市一般会
計予算について及び条例の
一部改正など計32件(請願
含)の議案が提出されまし
た。各議案について、常任
委員会に付託され、慎重な
審議を行いました。

も く し

- ・ 議決一覧表 P 2
- ・ 一般質問 P 5

発行：つくばみらい市議会／編集：議会広報特別委員会

〒300-2492 つくばみらい市加藤237番地 TEL 0297-58-2111 (代表) FAX 0297-20-5760

URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp> Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp



会期・日程

● 3 月 ●

3 日(月) 臨時会 議会人事、議案の上程、 質疑、討論、採決
6 日(木) 定例会 本会議 開会、会期の決定、施政 方針、議案の上程及び説 明、監査委員の選任
10 日(月) 本会議 議員提出議案の審議、議 案に対する質疑、議案の 委員会付託、予算特別委 員会の設置、後期高齢者 議員補欠選挙 委員会 議会運営委員会
11 日(火) 常任委員会 教育民生常任委員会
12 日(水) 常任委員会 総務常任委員会、経済常 任委員会
13 日(木) 特別委員会 予算特別委員会
14 日(金) 特別委員会 予算特別委員会
17 日(月) 特別委員会 予算特別委員会
19 日(水) 本会議 一般質問
21 日(金) 本会議 一般質問、委員長報告、 質疑、討論、採決、閉会 中の継続審査(議連・広 報)、閉会

平成 20 年 第 1 回臨時会 議決一覧表

議案番号	議 案 名	議案の概要	結 果
報告第 1 号	専決処分の報告について(第 1 号)	庁用車車両事故による損害賠償の額を定めたことについて、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。	報 告
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて(第 1 号)	平成 19 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第 1 号)について専決処分をしたので、承認を求めるものです。	原 案 承 認
議案第 2 号	つくばみらい市市民農園条例の一部を改正する条例	市民農園の利用区画数を増加させることに伴い、施設位置の地番を追加するため、条例の一部を改正するものです。	原 案 可 決
発議第 1 号	議会広報特別委員会の設置に関する決議	本件は、市議会の活動状況や議会に関する諸般の事項等を住民に周知し、市民の議会に対する理解を深めることは非常に重要なことである。その一手段として議会広報の発行を行うため、設置するものです。	
発議第 2 号	常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定のごみ処理施設機種選定の白紙撤回を求める意見書	常総地方広域市町村圏事務組合が建設予定のごみ処理施設建設・管理運営事業の入札が 2 月 5 日に行われたが入札不調となった。2 月 7 日の同議会では入札方式などは今後検討としているが、一方選定された機種については据え置くとしている。より一層競争性・透明性を高めていくことを求めるものです。	

平成 20 年 3 月 第 1 回定例会 議決一覧表

議案番号	議 案 名	議案の概要	結 果
議案第 3 号	つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の一部を改正する条例	平成 20 年 4 月 1 日からの行政組織再編に伴い、条例の一部を改正するものです。	原 案 可 決
議案第 4 号	つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	厳しい市の財政事情に鑑み、安定した行財政運営の一助として、市長を始めとした常勤特別職の給料について減額するため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 5 号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	平成 20 年度から納税協力員制度を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第 6 号	つくばみらい市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例	合併時に置いていた市長職務執行者に係る給与及び旅費に関する条例については、新市長が選挙された後は不要となったため、条例を廃止するものです。	



議案番号	議 案 名	議案の概要	結 果
議案第7号	つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例	平成20年4月1日からの行政組織再編に伴い、条例の一部を改正するものです。	原 案 可 決
議案第8号	つくばみらい市地域福祉基金条例の一部を改正する条例	地域福祉基金の原資部分を活用できるように、条例の一部を改正するものです。	
議案第9号	つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例	税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する者について平成18年度及び平成19年度に講じた激変緩和措置の継続を平成20年度も講じるため、また、特別の事情がある者に対する保険料の減免措置を講じるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第10号	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例	後期高齢者医療制度の開始に伴い、根拠法令が老人保健法から高齢者医療の確保に関する法律へ変更され、また、学校教育法の改正で「医療福祉対策実施要項」及び「医療福祉費支給に関する条例準則」が改正されたことにより、条例の一部を改正するものです。	
議案第11号	つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例	平成20年度から後期高齢者医療制度、特定健康診査等が開始されることに伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第12号	つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例	平成20年4月から茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療について、市が行う事務を定めるため、この条例案を提出するものです。	
議案第13号	つくばみらい市健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例	老人保健法に基づいて実施されていた基本健康診査が平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律により医療保険者に義務づけられたため、条例の一部を改正するものです。	
議案第14号	つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	平成19年度末に豊南部地区農業集落排水事業の工事が完了し、平成20年4月から全面供用開始が見込まれることになったことにより、条例の一部を改正するものです。	
議案第15号	つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第16号	つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	平成20年4月1日から水道事業を統合して運営するため、条例の一部を改正するものです。	
議案第17号	市道路線の認定について	市道としての管理の必要性が生じたため、道路認定するものです。	
議案第18号	平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出それぞれ1億257万5千円を減額し、予算の総額を133億4千536万3千円とするものです。	
議案第19号	平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ817万9千円を追加し、予算の総額を29億9千474万5千円とするものです。	
議案第20号	平成19年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ1千818万7千円を追加し、予算の総額を20億6千501万9千円とするものです。	
議案第21号	平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	国庫補助金の増額に伴う負担金の減額を行うものです。(財源内訳の変更)	



議案番号	議 案 名	議案の概要	結 果
議案第 22 号	平成 19 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第 2 号）	繰越金の増額に伴う繰入金の減額を行うものです。（財源内訳の変更）	原 案 可 決
議案第 23 号	平成 19 年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第 2 号）	収益的収入及び支出で、収入を 2 千 300 万円減額し 10 億 838 万 7 千円とする。支出を 2 千 466 万 6 千円減額し 9 億 7 千 450 万 4 千円とするものです。	
議案第 24 号	平成 20 年度つくばみらい市一般会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 137 億 6 千 450 万円とするものです。	
議案第 25 号	平成 20 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42 億 7 千 983 万 3 千円とするものです。	
議案第 26 号	平成 20 年度つくばみらい市老人保健特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5 千 650 万 3 千円とするものです。	
議案第 27 号	平成 20 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 7 千 705 万 8 千円とするものです。	
議案第 28 号	平成 20 年度つくばみらい市介護保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20 億 7 千 235 万 5 千円とするものです。	
議案第 29 号	平成 20 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14 億 2 千 633 万 2 千円とするものです。	
議案第 30 号	平成 20 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 4 千 75 万 5 千円とするものです。	
議案第 31 号	平成 20 年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 千 466 万 4 千円とするものです。	
議案第 32 号	平成 20 年度つくばみらい市水道事業会計予算	収益的収入及び支出で、収入を 10 億 4 千 907 万 7 千円とする。支出を 10 億 1 千 129 万円とする。資本的収入及び支出で、収入を 10 億 1 千 4 万 9 千円とする。支出を 11 億 447 万 6 千円とするものです。	
議案第 33 号	監査委員の選任について	地方自治法の規定により、同意を求めるものです。	
発議第 3 号	つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例	つくばみらい市部設置条例の一部改正並びにつくばみらい市議会常任委員会及び議会運営委員会の任期の見直しに伴い、条例の一部を改正するものです。	原 案 可 決
発議第 4 号	道路特定財源の確保に関する意見書	道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、本市では 2 億円規模の減収が生じることとなり、道路整備は深刻な事態に陥ることになる。よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう、衆・参議院議長などへ意見書を提出するものです。	

番 号	請願・陳情名	結 果
請願第 1 号	あらためて『平川和子さんの講演会』を実施するよう求める請願書	継続審査
陳情第 26 号	安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書	請願と同等に取扱わず委員会での審査に留め、全議員及び執行部に回付した
陳情第 1 号	「平川和子氏講演会」の偏向に関する陳情書	
陳情第 2 号	「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情	



聴き

知しりたい

きたい

市政

一般質問

(要旨)

定例市議会における
一般質問の要旨を掲載します。

本市に係わる県の 事業について

山崎 貞美 議員

●**山崎議員** 本市の発展及び行財政改革には県との連携が不可欠だが、県が本市に向けた事業ワープステーション江戸もあのような状況。そして、後継事業のメディアパークシティーT産業の企業誘致事業の解散、更には、スマートコリドールつく

ばエクスプレス沿線開発地区の情報都市も、来年度に推進協が解散。目的が達成されたとしているが県は本市をどの様に処遇されたのか足跡が見えてこない。県とのヒヤリングを密にして副市長もしっかりと県とのパイプ役を果たしてほしい。本市も大変財政状況が苦しい折、せめて県が所有しているみらい平の学校用地等、無償で提供させたらどうか。それが不可能であれば、借地にしたらどうか。本市は県に対し協力をしてきた訳だから、もっと毅然たる態度で臨んで頂きたい。

○**市長** スマートコリドール構想推進協議会は、一定の効果を挙げたとして平成20年度末をもって解散の予定だが、以降に

についても幹事会構成員等によって連絡会を持ち、県とも連絡調整を行った上で引き続き推進を図りたい。県所有の用地の件については、自治体で引き取るとして県が区画整



ワープステーション江戸

☆ 街路樹の管理について
(掲載以外の質問事項)
理事業に着手をした。県も大変な財政状況の中で開発を進めており、額については、今後の交渉の中で話しあつていきたい。
○**副市長** 県との連絡調整については、常日頃から行っていることではあるが、特に調整が必要な事柄が生じた場合は積極的に対処していきたい。

●**海老原議員** 下水道の計画の中に、山王新田の集落及び七期、八期住宅、神住新田が入っていない。また、中通川を越えた下島、伊丹や東地区もまだである。豊体の上宿、中宿や横町、谷井田の市街地に隣接している外記新田地域、南2区の今後の計画についてわかる範囲で答弁をお願いしたい。また、以前から何回か質問をしている下平柳、中平柳については市が計画している農業集落排水ではなく、取手下水道に合流させて実施することがベターではないか。

取手地方広域 下水道の計画

海老原 弘 議員



○市長 山王新田の一部及び谷井田南7区の整備については、平成20年度より事業に着手し平成24年度整備完了予定である。なお、ご指摘の未認可区域については、取手地方広域下水道組合と調整の上、拡大を図りたい。また、下平柳、中平柳に



山王新田汚水中継ポンプ場

については、取手下水道区への編入に向け協議を進めている段階である。(掲載以外の質問事項)

☆ 市内小学校におけるいじめの問題

後期高齢者医療制度について

古川 よし枝 議員

●古川議員 4月から75歳以上の方を全て加入させ、受ける医療に制限に制限が加わる後期高齢者医療制度が実施されようとしている。全ての高齢者に保険料が賦課されるため重い負担となっている。国・連合会に保険料の軽減を求めてほしい。
①茨城県後期高齢者医療保険連合会の保険料は医療費以外の経費も保険料に上乗せをしている。上乗せしないよう連合会に求めるべき。
②年金月1万5千円以下の方は全額保険料を免除すること。
③保険料は本人の収

入で賦課すべき。④滞納があっても保険証の取上げはしないこと。⑤健康診査は希望者全員が受けられるようにすること。以上の事項について市長の見解を求める。
○市長 保険料については、広域連合の条例に基づいて課税され、低所得者の方に対しては被保険者均等割等の軽減の制度を定めていることから、保険料の値下げを求めることや市独自の減免は考えていない。資格証明書の発行は広域連合が決定



市役所伊奈庁舎

する。健康診査は国民健康保険の特定健診と併せて実施予定である。
○保健福祉部長 健康診査は各地区での実施を考えている。滞納が発生した場合の資格証明書の発行については、一律ではなく個々の状況を十分に配慮し市と調整の上、広域連合が決定することになっている。

(掲載以外の質問事項)

☆ 学校給食について



「DV被害者の理解と支援の実際」と題する講演会の中止について

川上 文子 議員

●川上議員 配偶者等から振るわれる暴力を根絶しようとDV防止法が作られ、今年から市町村に基本計画の策定が義務付けられたばかりだ。しかし市は2月に予定した「DV被害者の理解と支援」と題した講演会を、少数の威嚇によって突然中止した。市が暴力から人権を守るための事業を、暴力によって中止をする。これはあってはならないことだ。暴力には毅然と対応することが大切。一步引けば次々引く結果になる。今回の事は、被害当事者やその支援団

体、又全国の自治体の取り組みにも大変なマイナスを与えた。市が一日も早く講演会を再開し、DV防止の取り組みを行うことを求める。

○秘書広聴課長 中止を決定した経緯・理由については、講演会の開催中止を求める団体に対して開催の回答を行ったところ、伊奈庁舎前駐車場において抗議活動が行われ、開催した場合には講師及び参加者の方々に大変な迷惑をおかけすると判断した為である。
○市長 総合的に判断して決めてまいりたい。

(掲載以外の質問事項)

- ☆ 再度市長が福岡壇土地改良区の理事長だった時のことについて伺う
- ☆ 市民窓口課の業務内容について



コミュニティバスの運行について

中山 栄一 議員

●中山議員 バスは昨年の10月に運行を開始し、一年間経過の9月末で見直しをすることになっている。開始後3ヶ月間の利用者数は旧伊奈町の2コースで7,023人、旧谷和原村の2コースで1,232人、特に十和、福岡地区の北コースは249人で一日平均3.2人の利用者数である。運行経費は年間約2,500万円、市民の税金を投入してこの利用者数の格差はサービスの格差である。守谷駅や第一病院そしてきぬ医師会病院などへの乗り入れ、

また集落近くへの乗り入れなど、今後実施のアンケートを分析し抜本的な見直しをお願いしたい。アンケートの内容が反映されないのなら廃止すべきと考えるがいかがか。
○市長 運行の見直しについては全世帯を対象にアンケートを取り、どの様なコースなら利用が可能かを調査し、協議会に諮ったうえで進めてまいりたい。なお、常総市・守谷市への乗り入れにつ

いては、通常の路線バスとは異なり、法の規制により実現は難しい。近隣自治体と協議し連結を模索したい。

(掲載以外の質問事項)

- ☆ 谷和原第1、第2保育所送迎バスの変更について
- ☆ 行政コスト(人件費)の削減について
- ☆ 市内小規模小学校対策について



コミュニティバス (みらい平駅前)



県道つくば野田線の 整備状況関連について

高木 寛房 議員

●高木議員 平成16年3月時点でみらい平・玉台橋区間5,343m。改良率56・1%の回答を得た。4年経過し未改良区間進捗状況、つくば野田線整備促進期成同盟会の連携状況。また、橋戸下より黎明地先区間300mの歩道拡幅、再舗装を県土木に依頼し安全確保に傾注すべきで、PTAも請願準備の段階である。通学路不備により、学校間在校生徒のアンバランスを生じることが避けなければならぬ。市の将来を担う子

供達に配慮をお願いしたい。道路特定財源暫定税率維持について議会も発議を出したが、本市予算も前提として交付金等があてこまれていく。廃止の場合、2億円の税収減になるが、この影響は大きい。市の見解を求めぬ。

○都市建設部長 5市で組織する同盟会において、当路線の早期整備要望を県及び千葉県に対して毎年行っている。当市区間では古川交差点から丘

陵部までの1,340mについて事業を進めており、通学路の橋戸下より黎明地先区間300mは共有地取得を除き用地買収が終了している。早急な事業用地確保による工事着手を要望していく。

○教育長 子供達が危険な通学路を通るといふことは非常に問題がある。PTA或いは学校長連名で要望書等を出し、私も早期実現に向けて強く要望していきたい。



県道つくば野田線（黎明付近）

健全財政再建策 について

堤 實 議員

●堤議員 当市は近い将来、合併特例債やゴミ焼却施設、学校建設等想定すると500億円を超える累積赤字になる。危機的状況ではないか。歳出削減策はどこに重点を置くか。民間企業は人件費の削減によるコストダウンが一般的で、新規採用

○市長 道路特定財源暫定税率の廃止については、市として大変に困る問題である。それに代わる支援策が必要であるが、それが示されない現段階では、廃止については反対意見である。

は大なる抑制が必要ではないか。特に歳入。頼りは開発地の税収増。予定されている1万6千人の人口を何年後に設定しているか説明願いたい。つくば市内の開発は5年近く後から工事を始めているが、かなり進んでいる。県の方へ後押しすることが大事だ。企業誘致、開発地の住民の張りつけを早めて財源確保のために全市をあげて取り組む必要があると思う。市長の先見性ある見解を求めぬ。

○市長 歳出削減については行政評価システムによる事務事業の総点検、効率的かつ機能的な行政組織の改善、職員の設定管理による人件費の削減、民間委託により図っていく。財源確保は、都市計画税の導入等や、企業誘致等を推進して税収の確保を図っていく方針である。なお、予定人口の設定は今後の経済状況によるため明言できないが、当市が開発はつくば市より進んでいる状況で



●坂議員 つくば野田線の高波から高岡に至る区間は、片側一車線で道路

県道の整備について

坂 洋 議員

幅が狭く、両側が樹木で覆われているトンネルのような道路であり、車、バイク、自転車、人のそれぞれが危険な道路である。またこの区間は、伊奈東方面からの道路と交差する丁字路があり、ここに信号機を取り付けてほしいとの要望が多数寄せられている。過去にも同様の質問がされているが、その後どのように進捗したのか。又、野田牛久線の河辺鉄工からゴルフ場入口までの区間は、小中学生が自転車で集団

登校しているが、この区間だけが歩道がない。自動車道に小中学生の自転車が行くのは大変危険である。歩道の整備の予定、県への働きかけはあるのか、あわせて伺いたい。

○都市建設部長 つくば野田線の拡幅については、出山住宅入口より県道高岡藤代線との交差点までを県が着手することになり、予備設計の段階である。信号機の設置は、常総警察署、県及び県警に要望を行っている。ま

ある。

○財政課長 歳出削減は、人件費、扶助費、公債費及び委託料の徹底した見直しなどあらゆる状況から対策を講じ、財源確保には歳入確保策に取り組んでいる。

(掲載以外の質問事項)

☆ 保育所送迎バス運行について



みらい平地区

た、野田牛久線の拡幅は、わかくさ幼稚園から河辺鉄工までの用地測量を行っており、来年度より用地買収に入る予定と確認している。

○市民部長 信号機の設置については、県警による現地調査も行われたが、県警の設置指針によると自動車が必要な車道幅員の確保と、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所の確保が求められている。道路の拡



県道つくば野田線 (伊奈東方面から)

幅により、より具体的に協議が進むと思われる。

○教育長 通学路の安全確保については、各学校が抱えている危険な場所における現地調査等を実施し、県及び関係機関に対してPTAの皆さんや学校長と要望書を提出して、改善に努めているところである。

(掲載以外の質問事項)

☆ コミュニティバス見直し計画について



放課後子どもプラン について

染谷 礼子 議員

●**染谷議員** 文科省と厚労省の連携のもと、昨年度から総合的放課後対策として放課後子どもプランが創設された。目的は子供が安心安全に過せる場所の確保である。厚労省の児童保育は留守家庭などの児童の生活の場であり今後一層の拡大が望まれるが、文科省の子ども教室は全児童を対象とし実施期間や時間は状況に応じて自由に決められる。この事業を大いに活用してはどうか。例えば、現在小張小や板橋小の児童はコミュニティバスで通学をしているが下校時



間とバスの運行時間にずれがありバスでの下校ができない。待ち時間に子ども教室を活用すれば安全な集団下校となり、有効的な事業になると考える。この目的やねらいの異なる二つの事業を今後どのように取り組まれるのか伺いたい。

○**教育長** 放課後子ども教室については、3月に第1回の検討委員会を予定しており、委員会の意見を伺い先進的事例を参考にしながら、より良い運営を図りたい。なお、平成20年度には具体的な事業の方向を決定することになるが、開催日数や時間については学校毎に決めて実施することになる。

(掲載以外の質問事項)

- ☆ ブックスタート事業について
- ☆ 県道の歩道整備について

区域指定について

岡田 伊生 議員

●**岡田議員** 「30年から35年に一度の線引き見直し」と同じといわれ、県

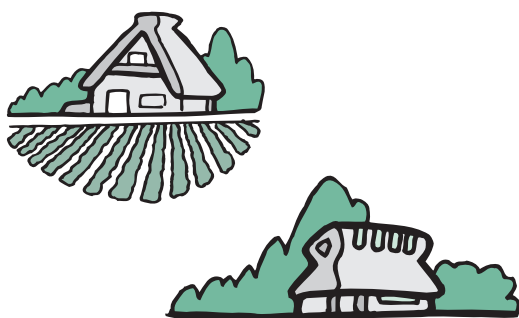
では準市街化区域と位置づけ過疎化対策としてある区域指定が市街化率5・6%の伊奈地区に本年12月予定されている。そこで、予定されている21地区の①宅地率と②線引き形状及び③農振農用地の取り扱いについて所管の考えを伺いたい。また、以上の3点についての基準解釈が県の基本的考え方と違いがあり、今後、指定期日延期も含めた、積極的な見直しをすべきと考えるが、市の考えを伺いたい。最後に議会及び所轄部課、双方による県への区域指定の考えについて確認をすべきと考えるが市長のお考えを伺う。

○**市長** 区域指定の手法や解釈について、議会及び所管部課において県の指導を仰ぎ、どこまで可能か確認すべきと考える。

○**都市建設部長** 宅地率については、農用地として保全すべき区域を除外したため高くなり、形状については、指定できな

い区域を除くとのごぎりの刃のような形状になる。農振農用地の取り扱いについては、除外区域である農用地区域、甲種農地、一種農地を区域から除外している。

○**産業振興部長** 区域指定は、県条例により農振農用地を含めないとしている。前もって農振農用地から外しておくという考えもあるが、転用目的がはっきりしていることが必要であり、また、仮に外せたとしても甲種農地、一種農地と言う位置付けは変わらないので非常に難しいと考える。





地域の教育力向上、国際交流協会等の設立について

秋田 政夫 議員

●秋田議員 文科省と厚労省が連携して、子供たちの教育環境づくりを推進して行く放課後子どもプラン事業に対して、家庭、地域社会、学校が三位一体となった協力体制を作らなければならぬのではないかと。地域にある多種多様な人材、人材を活用できる体制を制度化し、学校を支援していくことによりいろいろな教育上の問題解決にも結びつくものと考えられる。又、国際社会に対応して行く教育、理解を深める為の組織活動が必要である。日本の伝統、文

化、現状を再認識する為のものでもある交流協会の設立は社会教育の中で大変重要なものである。近隣市においては既に設立されており、茨城県の中にも位置づけられている組織でもある。

○教育長 放課後子ども教室については、平成20年度に検討委員会の予算を計上している。地域の人材活用については、検討委員会の話し合いを参考に進めていく方向であるが、今までも、子供たちのいろいろな活動についてボランティアの方の手伝いを頂いており、今後も支援を仰いでいきたい。

○市長 国際交流協会等の設立の予定はないが、活動の必要性は認識している。今後は、日本語ボランティア団体やいろいろな団体の方々のご意見等を伺いながら、模索してまいりたい。

(掲載以外の質問事項)

☆ 農業問題について

☆ 自主財源の確立と工業用地の基盤整備について

討論

議案第10号
つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

* 川上議員から反対討論がありました。

議案第12号
つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例

* 川上議員から反対討論がありました。

議案第24号
平成20年度つくばみらい市一般会計予算

* 古川議員から反対討論がありました。

* 高木議員から賛成討論がありました。

議案第27号
平成20年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算

* 川上議員から反対討論がありました。

音声による議会だより開始

議会だより第8号から市のインターネットホームページ上で、音声による議会だよりを始めます。
サービス開始は、6月下旬を予定しています。

音声による議会だよりは、ボランティア団体である「朗読グループかたくり」の方々が、声の広報としてつくばみらい市の「広報つくばみらい」議会だより・社協だよりなどの音声訳を行い、目の不自由な方々に社会福祉協議会を窓口で無料貸し出ししているもので、そのカセットテープをお借りしてデジタル変換して作成するものです。
一度お聴きになって頂ければ幸いです。



会議録の公開について

本会議の会議録は、インターネットのホームページや市立図書館及び議会事務局でご覧いただけます。
なお、最新の会議録の公開開始は、各定例会終了から3ヵ月後となります。



市議会を傍聴しませんか!!

議会は、特別な場合を除き、だれでも傍聴することができます。

◎傍聴の手続き

傍聴は、先着順で傍聴券に住所、氏名、年齢をご記入していただだけで、傍聴席（定員 50 人）に入場できます。なお、常任委員会等の傍聴席は、定員 5 人となっています。

◎傍聴場所

つくばみらい市の議会は、谷和原庁舎 3 階です。



議会広報特別委員会

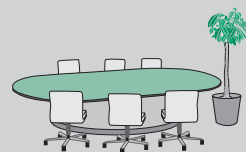
委員長	古川よし枝		
副委員長	秋田 政夫		
委員	海老原 弘	松本 和男	
	横張 光男	坂 洋	

次回

平成 20 年

第 2 回定例会は、6 月 10 日（火）
開会を予定しています。

日程については、議会運営委員会（通常は開会日の 7 日前に開催）で協議し、定例会初日の本会議で決定されますので、議会事務局へお問い合わせください。なお、議会運営委員会終了後、日程案をホームページでもお知らせいたします。



編集後記

2 月の選挙を受けて、議員 20 名による初めての議会が開かれました。新年度予算の審議という議会でもあり、各議員は有権者から付託された熱い思いを抱き議会に臨みました。そのような議会の様子が市民の皆さんに伝わる「議会だより」となるよう広報特別委員会は編集にあたりました。

読んでもらえる議会だよりにとの委員会の議論の結果、今回から議員の一般質問は、質問の要旨字数をこれまでより多くして分かりやすくし、一問だけを掲載、議案に対する賛否両論の討論は割愛することになりました。今後、皆さんのご意見も頂戴し、紙面の改善に努めてまいります。

議会広報特別委員会

委員長 古川よし枝

◎ご意見ご感想をお寄せください◎

『議会だより』についてのご意見・ご感想をお寄せください。今後の本紙編集の参考にさせていただきます。また、議会についてのご意見等ありましたら併せてお聞かせください。

〒 300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 つくばみらい市役所 議会事務局まで
☎ 58-2111 FAX 20-5760 Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp